

中国人民銀行 人民元クロスボーダー業務政策を改善し、 貿易投資利便化を促進することについての通知

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2018年1月5日、中国人民銀行は「人民元クロスボーダー業務政策を改善し、貿易投資利便化を促進することについての通知」(銀発[2018]3号、以下「本通知」)を公布しました。国務院より公布された「外資増加を促進する若干の措置に関する通知」(国発[2017]39号)の着実な実施を目指し、人民元クロスボーダー業務政策に調整を加えています。本通知は公布日より施行されています。

1. 政策の背景

2009年に人民元クロスボーダー決済の試行を開始して以降、関連政策が徐々に整備・改善されてきています。人民元クロスボーダー決済の利便化は、企業によるクロスボーダー貿易・投融資の展開、為替リスクヘッジ、財務コスト低減などで役立っています。近年では、外貨資本項目関連政策の大幅な緩和が進んでおり、人民元資本項目の規制緩和も期待されてきました。このような背景の中、本通知では人民元クロスボーダー業務が「貿易投資利便化の促進」に資するよう、関連政策を改善・最適化しています。政策の公布により、企業・市場主体のニーズを満たしていくことを目的にしています。

2. 政策の内容

本通知には、主な内容として以下の5つの内容が含まれています。

【図表1】本通知の要点

1	企業による人民元クロスボーダー決済使用の支持
2	個人のその他經常項目人民元クロスボーダー決済業務の展開
3	炭素排出権取引の人民元クロスボーダー決済業務の展開
4	域外投資者の人民元での直接投資の利便化
5	企業が域外で調達した人民元資金の域内使用の利便化

ポイント① 企業による人民元クロスボーダー決済使用の支持

外貨決済を用いることができるクロスボーダー取引は、人民元決済も可能である旨を明確化しました。銀行は、企業へのサービスを通じて貿易投資の利便化を促進しなければならないとしており、クロスボーダー人民元政策に基づいた、人民元金融商品の刷新、金融サービス能力の向上を進め、顧客の人民元クロスボーダー業務のニーズを満たすべきである旨を言及しています。

ポイント② 個人のその他經常項目人民元クロスボーダー決済業務の展開

銀行は“顧客の理解”、“業務の理解”、“職責を果たす審査”という業務展開3原則を順守することを前提に、個人のその他經常項目人民元クロスボーダー決済業務手続を取扱うことができることを明確化しています。個人が人民元で域外における合法的な収入を域内に送金して使用すること、域内の合法的な収入を域外に送金することが可能である旨を規定しています。

ポイント③ 炭素排出権取引の人民元クロスボーダー決済業務の展開

域外投資者が人民元クロスボーダー決済を用いて、域内の炭素排出権取引を行う際の取扱を明確化しています。人民元での域内炭素排出権取引実施を支持しています。

ポイント④ 域外投資者の人民元での直接投資の利便化

業務フローの最適化、口座開設と資金利用などにおける制限の緩和を進めています。“顧客の理解”“業務の理解”“職責を果たす審査”の3原則を順守することを前提に、企業のニーズに基づいて、当該業務を取り扱うことができる旨を明確にしています。また、域外投資者が域内において得た利益、配当等の収益は法に則って自由に送金できることも規定しています。

【図表2】本通知における人民元直接投資関連政策のポイント

項目	変更前	変更後
人民元事前関連費用専用口座の開設	域外投資者は域内において人民元事前関連費用専用口座を一口座のみ開設可能	域外投資者が域内において、複数の外商投資企業・プロジェクトを設立する場合、人民元事前関連費用口座をそれぞれ開設することが可能
外商投資企業の情報登記および確認手続	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外資企業(新設と買収を含む)が営業許可書を入手した10営業日以内に登録地の中国人民銀行分支機構に企業情報登記を申請する ▶ その後情報変更が発生した場合、変更内容を登録地の中国人民銀行分支機構に報告する 	企業は、企業登録地の銀行において手続し、登録地の中国人民銀行分支機構は事後管理を行う(企業は人民銀行への申請が不要に)
人民元資本金専用口座開設、資金振替	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 新設もしくは増資を行う外商投資企業は、登録地の銀行で人民元資本金専用口座を開設する ▶ 一つの批准文書につき、人民元資本金専用口座は一口座のみ開設が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 外商投資企業は遠隔地銀行においても人民元資本金専用口座を開設可能、かつ複数の人民元専用口座開設も可能に ▶ 同一名義の人民元資本金専用口座間で、相互に資金振替が可能
人民元資本金専用口座と人民元域外借入一般口座の使用	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人民元資本金専用口座と人民元域外借入一般口座から同一名義の人民元一般口座への送金項目は給料、出張旅費、少額の仕入等に限定 ▶ 上記項目の同一名義振込はエビデンスチェックが必要 	外商投資企業の人民元資本金、および域外借入資金を、給料、出張旅費、少額の仕入等に支出する場合、銀行は業務展開3原則のもとに、企業の支払指図に基づき直接手続可能に

<p>人民元保証金の振替</p>	<p>明確な規定なし エリアによって取扱方法が異なる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人民元で域内企業の国有財産権取引に参加し、取引が成立した場合、人民元保証金を対価、出資金として専用口座に入金可能。取引が成立しなかった場合、保証金は元のルートを辿って戻す必要あり ▶ その他、域外投資者にかかわる保証金の入金、および国家関連規定に基づいて域内の第三者機構が受け取る必要がある取引対価の業務は、上述規定を参照して資金振替が可能
------------------	------------------------------------	---

ポイント⑤ 企業が域外で調達した人民元資金の域内使用の利便化

域内企業が域外において人民元債券、株式を発行し調達した人民元資金は、実際の需要に基づいて域内で使用することができる旨を明確化しています。企業の調達多様化を進めるため、緩和を進めています。

3. 企業への影響

本通知の公布により、人民元資本金、外債、保証金など、企業の経営活動に関わるクロスボーダー人民元取引の緩和・利便化が進んでいます。企業にとっては効率・商取引の事情を重視した通貨選択が行えるようになってきています。一方、人民元直接投資業務の利便化、個人の人民元クロスボーダー決済業務の展開については、依然不明確な点も多く、動向に留意が必要です。引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行文件 银发 [2018] 3 号 中国人民银行关于进一步完善人民币跨境业务政策促进贸易投资便利化的通知</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部、各省会(首府)城市中心支行、各副省级城市中心支行、各政策性银行、固有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行</p> <p>为贯彻落实《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》(国发[2017]39号，完善和优化人民币跨境业务政策，促进贸易投资便利化，营造优良营商环境，服务“一带一路”建设，推动形成全面开放新格局，现就有关事项通知如下：</p> <p>一、支持企业使用人民币跨境结算 凡依法可以使用外汇结算的跨境交易，企业都可以使用人民币结算。银行应以服务实体经济、促进贸易投资便利化为导向，根据跨境人民币政策，创新人民币金融产品，提升金融服务能力，充分满足客户真实、合规的人民币跨境业务需求。</p> <p>二、开展个人其他经常项目人民币跨境结算业务 银行可在“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”三原则基础上，为个人办理其他经常项目人民币跨境结算业务。</p> <p>三、开展碳排放权交易人民币跨境结算业务 境外机构按照国务院碳交易主管部门相关规定，通过境内碳排放权交易机构以人民币开展碳排放权交易的，应按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》(银发[2010]249号文印发)和《中国人民银行关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》(银发[2012]183号)等规定，在银行开立境外机构碳交易人民币专用存款账户，办理碳排放权交易项下资金收付。</p>	<p>中国人民銀行文書銀発[2018]3号 中国人民銀行 人民元クロスボーダー業務政策を改善し、貿易投資利便化を促進することについての通知</p> <p>中国人民銀行上海総部、各支店、営業管理部、各省会(首府)都市センター支行、各副省級都市センター支行、各政策性銀行、固有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行</p> <p>國務院《外資増加を促進する若干措置についての通知》(国発[2017]39号)を着実に実施し、人民元クロスボーダー業務政策を改善・最適化し、貿易投資の利便化を推進し、最適なビジネス環境をつくり、「一带一路」建設に寄与し、全面的な開放された新たなステージの形成を推し進めるため、ここに関連事項を以下の通り通知する。</p> <p>一、企業の人民元クロスボーダー決済使用を支持する 法に則って、外貨決済を用いることができるクロスボーダー取引において、企業は人民元決済を用いることができる。銀行は、実体経済へのサービスによって、貿易投資の利便化への誘導を促進しなければならない。クロスボーダー人民元政策に基づいて、人民元金融商品を刷新し、金融サービス能力を高め、顧客の真実の合法的な人民元クロスボーダー業務のニーズを満たさなければならない。</p> <p>二、個人その他經常項目人民元クロスボーダー決済業務を展開する 銀行は、“顧客の理解”“業務の理解”“職責を果たす審査”の3原則を基礎とし、個人のためにその他經常項目人民元クロスボーダー決済業務手続を行うことができる。</p> <p>三、炭素排出権取引の人民元クロスボーダー決済業務を展開する 域外機構は國務院の炭素取引主管部門の関連規定に基づいて、域内炭素排出権取引機構を通じ、人民元で炭素排出権取引を展開する場合、《域外機構人民元銀行決済口座管理弁法》(銀発[2010]249号文)、《中国人民銀行 域外機構人民元銀行決済口座開設・使用に関連する問題についての通知》(銀発[2012]183号)等の規定に基づき、銀行において、域外機構炭素取引人民元専用口座を開設し、炭素排出権取引の資金を入金・支払しなければならない。</p>

四、便利境外投资者以人民币进行直接投资进一步完善和优化《外商直接投资人民币结算业务管理办法》(中国人民银行公告[2011]第23号公布)、《中国人民银行 关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》(银发[2012]165号)相关规定:

(一)境外投资者在境内拟设立多个外商投资企业或项目的,可分别开立人民币前期费用专用存款账户。

(二)外商投资企业的信息登记及复核,由企业注册地银行通过人民币跨境收付信息管理系统办理,注册地中国人民银行分支机构进行事后管理。

(三)外商投资企业可在异地银行开立人民币资本金专用存款账户,可开立多个人民币资本金专用存款账户。同名人民币资本金专用存款账户之间可相互划转资金。

(四)外商投资企业人民币资本金及境外借款资金用于工资、差旅费、零星采购等支出的,银行可在展业三原则基础上根据企业支付指令直接办理。

(五)境外投资者以人民币参与境内企业国有产权转让交易的,如达成交易,其向国有资产监督管理部门指定机构汇入的人民币保证金,可作为后续产权交易的价款或对后续成立外商投资企业的出资,划入相应的专用存款账户。如交易不成功,境外投资者汇入的人民币保证金应原路汇回。

外商直接投资项下其他涉及境外投资者汇入人民币保证金以及根据国家相关规定需由境内第三方机构接收人民币交易价款的业务活动,可参照上述规定办理资金划转。

(六)对于境外投资者在境内依法取得的利润、股息等投资收益,银行按规定审核相关证明材料后办理人民币跨境结算,确保境外投资者利润所得依法自主自由汇出。

五、便利企业境外募集人民币资金汇入境内使用

境内企业在境外发行人民币债券,按全口径跨境融资宏观审慎管理规定办理相关手续后,可根据实际需要将募集资金汇入境内使用。境内企业在境外发行股票募集的人民币

四、域外投资者以人民币进行的直接投资的便利化

《外商直接投资人民币结算业务管理办法》(中国人民银行公告[2011]第23号)、《中国人民银行 外商直接投资人民币结算业务操作细则》(银发[2012]165号)相关规定をさらに改善、最適化する。

(一)域外投资者が域内において、複数の外商投资企业・プロジェクトを設立する場合、人民币事前関連費用口座をそれぞれ開設することができる

(二)外商投资企业の情報登記および確認は、企業登録地の銀行によって、人民币クロスボーダー収支情報管理システムを通じて手続し、登録地の中国人民银行分支機構が事後管理を行う

(三)外商投资企业は、遠隔地銀行において人民币資本金専用口座を開設することができ、複数の人民币専用口座を開設することができる。同一名義の人民币資本金専用口座の間で、相互に資金振替を行うことができる。

(四)外商投资企业の人民币資本金、および域外借入資金を、給料、出張旅費、少額の仕入等に支出する場合、銀行は業務展開3原則の基礎のもとに、企業の支払指図に基づいて直接手続できる。

(五)域外投资者は、人民币で域内企業の国有産権譲渡取引に参加する際、もし取引が成立した場合、その国有資産監督管理部門指定機構に入金した人民币保証金を、後続の財産権取引対価、あるいは後続の設立した外商投资企业の出资として、相応の専用口座に入金することができる。もし取引が成立しなかった場合、域外投资者が入金した人民币保証金は元のルートを辿って戻さなければならない。

外商直接投資項目のその他域外投资者にかかわる保証金の入金、および国家関連規定に基づいて、域内の第三者機構が受け取る必要がある人民币取引対価の業務活動は、上述規定を参照して資金振替を行うことができる。

(六)域外投资者が域内において法に則って得た利益、配当等の投資収益に対し、銀行は規定に基づいて関連の証明資料を審査した後、人民币クロスボーダー決済の手続を行う。域外投资者の利益所得の法に則った自由な送金を確保する。

五、企業が域外において人民币資金を調達し、域内で使用することを便利化する

域内企業は域外において人民币債券を発行し、全方位マクロプルーデンス管理規定に基づいて関連の手続を行った後、実際の需要に基づいて調達した資金を域内で使用することができる。域内企業は、域外において株式を発行し調

<p>資金，可按实际需要汇入境内使用。</p> <p>银行应履行信息报送义务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送信息。银行应按照《中华人民共和国反洗钱法》和有关规定，在办理人民币跨境业务时，切实履行反洗钱、反恐怖融资、反逃税义务。</p> <p>本通知自发布之日起实施。此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。</p> <p>请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行各分支机构、外资银行和地方法人金融机构。</p>	<p>達した人民元資金は、実際の需要に基づいて域内で使用することができる。</p> <p>銀行は情報の報告送付義務を履行し、遅滞なく、正確に、完全に人民元クロスボーダー収支情報管理システムに情報を報告送付しなければならない。銀行は《中華人民共和國アンチマネーロンダリング法》と関連規定に基づき、人民元クロスボーダー業務を行う際、アンチマネーロンダリング、アンチテロ融資、反脱税を履行する義務を履行する。</p> <p>本通知は、公布の日より実施する。以前の関連規定と本通知が一致しない場合、本通知を基準とする。</p> <p>人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構は、本通知を管轄区内の人民銀行各分支機構、外資銀行、地方法人金融機構に転送すること。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室